

とりぎん ファクシミリサービス利用規定

とりぎんファクシミリサービスは、お申込人（以下「契約者」と言います。）のファクシミリと当行のコンピューターを接続し、ご利用に当たっては、本規定によりお取扱いさせていただきます。

1.（通知サービス）

- (1) 通知対象口座は、利用申込書によりあらかじめ指定された契約者名義の預金口座とします。
- (2) 「手動受信」方式を選択された場合、届出のFAX番号を呼出しファクシミリの受信可能切替により、送信し通知します。
- (3) 振込依頼人からの訂正依頼、その他相当の事由がある場合には、既に通知もしくは回答した内容について変更または取消すことがあります。
- (4) 代金取立の決済未確認のものの入金を知り、後刻これを変更または取消すことがあります。またこの変更、取消しについて、ファクシミリサービスの方法によらず別途連絡することがあります。

2.（照会サービス）

- (1) 照会対象口座は、利用申込書によりあらかじめ指定された契約者名義の預金口座とします。
- (2) 照会は、当行の定める方法および操作手順にもとづいて行うものとします。
- (3) 当行は、受信した内容と届出の内容および、当行とあらかじめ取り決めた暗証番号とを照合し、一致した場合、送信者を契約者とみなし取扱います。

3.（免責事項）

当行の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通、その他やむを得ない事由により通知、照会回答が遅延または不能となっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

4.（届出事項の変更等）

暗証番号、申込口座等届出事項内容に変更がある場合には、当行所定の書面によりお取引店に直ちにお届けください。

この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

5.（解約）

- (1) この取扱は、契約者の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。
- (2) 申込口座の解約をされた場合は、このサービスを中止いたします。

6.（手数料等）

- (1) ファクシミリサービスご利用にあたっては、当行所定の基本手数料をお支払ください。
- (2) 基本手数料は、預金規定または当座規定にかかわらず、通帳および払戻請求書または当座小切手の提出は不要とし、あらかじめ指定された手数料引落指定口座から、毎月所定の日に自動的に引落します。

7.（規定の変更等）

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められた場合には、当行Webサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上